

問 1

生命保険に関するコンサルティングや法令、制度等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) CFP®認定者は、4人の相談者に対して生命保険に関するアドバイスを行った。CFP®認定者が行った次のアドバイスの下線部のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相談者A : 友人が加入しているLK社のガン保険では、大腸ガンと診断されたのに、給付金を受け取れなかったと聞きました。給付の対象外となるガンがあるのでしょうか。
CFP®認定者 : 上皮内ガンまたは上皮内新生物と呼ばれるガンの場合、商品によっては、給付の対象外となることがあります。
2. 相談者B : 介護保険に加入した際、すでに要支援2の認定を受けていましたが告知書にそのことを記入しませんでした。しかし、担当の生命保険募集人は、私が杖や歩行補助具を使用しないと歩けないことを知っていたので問題ないと思います。
CFP®認定者 : 加入時に、被保険者の告知義務違反があったことを理由に、契約が解除されてしまう可能性があります。生命保険募集人が、被保険者が杖や歩行補助具を使用していたことを知っていたからといって、要支援状態であったことを知っていたとは言えないからです。
3. 相談者C : 父が加入している生命保険には、リビング・ニーズ特約が付加されています。リビング・ニーズ特約保険金を受け取った場合、その保険金は課税対象となるのでしょうか。
CFP®認定者 : 被保険者が受け取るリビング・ニーズ特約保険金は、非課税所得となります。疾病により重度障害の状態になったことなどに基因して支払われる保険金や給付金は、所得税法上、身体の傷害に基因して支払いを受ける保険金に該当し、非課税所得となります。
4. 相談者D : 夫は病気で入院し、退院してすぐに亡くなりました。医療保険に加入していましたが、生前に入院給付金を請求していない場合でも、死亡後に入院給付金を請求することはできますか。
CFP®認定者 : 死亡によりすでに生命保険契約が消滅していることから、入院給付金の請求をすることはできません。

(問題2)

(設問B) 少額短期保険業制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、激変緩和措置は考慮しないものとする。

1. 少額短期保険業者が取り扱う生命保険契約は、生命保険契約者保護機構による保護の対象となる。
2. 少額短期保険業者が取り扱う保険契約では、保険期間に上限が設けられており、生命保険・医療保険は1年、損害保険は2年となっている。
3. 少額短期保険業者が取り扱う生命保険の死亡保険金は、相続税の生命保険金の非課税金額の適用を受けることができる。
4. 少額短期保険業者が1被保険者について引き受けることができる保険金額の合計額は、1,000万円が上限（低発生率保険は除く）である。

(問題3)

(設問C) 生命保険会社のディスクロージャー資料における各用語に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 格付けとは、生命保険会社の財務健全性や収益力などを格付機関が総合的に評価し、記号化したものである。
2. 基礎利益とは、期間損益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものである。
3. ソルベンシー・マージン比率とは、通常予測できる範囲を超えた突発的なリスクに対応できるかどうかを判断する指標であり、この比率が200%以上であれば、健全性の一つの基準を満たしていることになる。
4. 標準利率とは、標準として定める水準の責任準備金を確実に積み立てるべく義務付けている利率であり、この利率が上昇すると責任準備金の額が大きくなり、下降すると責任準備金の額が小さくなる。

(問題4)

(設問D) 生命保険契約についての保険法の規定に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 保険金受取人を変更する意思表示は、その通知を発信した時に効力が生じるため、通知が到達する前に保険会社に変更前の保険金受取人に保険金を支払った場合には、保険会社は改めて変更後の保険金受取人へ保険金を支払う。
2. 故意または重大な過失による告知義務違反があった場合であっても、保険募集人等が保険契約者等の告知を妨害したり、保険契約者等に対して告知義務違反を勧めたりしたときには、保険会社は保険契約を解除することができない。
3. 死亡保険契約において、保険契約者が被保険者を故意に死亡させたときは、保険会社は保険金を支払わず、保険契約者に保険料積立金を払い戻す。
4. 保険契約者が傷害疾病定額保険契約の申込みのときに、すでに支払事由が発生していることを知っていたため、保険契約を締結する前に発生した支払事由に関し保険金を支払う旨の約款の定めが無効になった場合、保険会社は保険料を返還する。

(問題5)

(設問E) 次のうち、保険業法における保険契約の申込みの撤回または解除（クーリングオフ）の対象となるものはどれか。なお、記載のない要件は満たしているものとする。

1. 法人が申込みをした保険契約
2. 保険期間が1年以下の保険契約
3. 法令により加入を義務付けられている保険契約
4. 医師による診査が不要な保険契約で、健康状態の告知が終了した保険契約

問2

保険契約等の税務上の取扱いに関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題6)

(設問A) 荒木さんが①2019年中に支払った医療費等、②2019年中に受け取った給付金等は、下記<資料>のとおりである。荒木さんの2019年分の所得税の医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、荒木さんの2019年分の総所得金額は190万円であり、控除額が最も大きくなるように計算するものとする。

<資料>

① 2019年中に支払った医療費等

	治療等を受けた者	内容	支払金額
(1)	荒木さん	大腸ポリープ切除手術	28,000円
(2)		心療内科の受診	251,000円

② 2019年中に受け取った給付金等

- (ア) 生命保険からの手術給付金：7万円（上記①の（1）荒木さんの治療費に係るもの）
- (イ) 傷病手当金：10万円（上記①の（2）に伴い勤務先を休んだことにつき支給されたもの）

- 1. 3.1万円
- 2. 3.6万円
- 3. 15.1万円
- 4. 15.6万円

(問題7)

(設問B) 佐野さん(63歳・男性)の2019年分の収入は、下記<資料>のとおりである。佐野さんの2019年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程における分数については小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで算出することとし、雑所得の金額については万円未満の端数を切り捨てるものとする。また、他に雑所得はないものとする。

<資料>

- ① 老齢厚生年金+老齢基礎年金：200万円
 ② 企業型確定拠出年金の老齢給付金：30万円
 (20年保証期間付終身年金 年金支給開始年齢60歳 掛金総額675万円)
 ③ 個人年金保険：53万円(内訳：基本年金+増額年金50万円、配当3万円)
 佐野さんが保険料負担者かつ被保険者である。
 (10年保証期間付終身年金 年金支給開始年齢60歳 正味払込保険料総額400万円)

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+155.5万円

<余命年数表(抜粋)>

年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数		年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数	
	男	女		男	女
60歳	19年	23年	66歳	14年	18年
61	18	22	67	14	17
62	17	21	68	13	16
63	17	20	69	12	15
64	16	19	70	12	14
65	15	18	71	11	14

1. 148万円
2. 165万円
3. 166万円
4. 168万円

(問題8)

(設問C) 北村さんが2019年中に受け取った保険金等は、下記<資料>のとおりである。北村さんの2019年分の所得税の一時所得のうち、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、契約①～④はいずれも特約を付加していないものとし、他に一時所得はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	内容	受取額	払込保険料総額
①	終身保険	北村さん	北村さんの母 (注1)	死亡保険金	200万円	130万円
②	終身保険	北村さんの母	北村さんの母	死亡保険金	500万円	250万円
③	養老保険(保険期間20年)	北村さん (注2)	北村さん	満期保険金	200万円	100万円 (年払い)
④	養老保険(保険期間10年)	北村さん	北村さん	解約返戻金 (注3)	100万円	90万円 (一時払い)

(注1) 北村さんの母は、2019年2月に死亡した。

(注2) 当初は北村さんの父が保険契約者(保険料負担者)であったが、加入してから5年後に保険契約者を北村さんに変更した。なお、北村さんの父が負担した保険料は40万円、北村さんが負担した保険料は60万円である。また、北村さんの父は存命である。

(注3) 加入してから4年3ヵ月後に解約した。

1. 40万円
2. 45万円
3. 60万円
4. 65万円

(問題9)

(設問D) 別所さんが2019年中に支払った保険料は、下記<資料>のとおりである。別所さんの2019年分の所得税の生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの契約も特約は付加されておらず、契約の更新や転換は行っていない。また、控除額が最も大きくなる組み合わせを用いるものとし、配当金はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	加入時期	保険料払込方法	年間払込保険料
①	医療保険	2008年	月払い	50,000円
②	ガン保険	2015年	月払い	36,000円
③	医療保険 (少額短期保険)	2019年	月払い	20,000円
④	外貨建定額 個人年金保険	2019年	一時払い	5,000,000円

<所得税の生命保険料控除の控除額の速算表>

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払金額
25,000円 超	50,000円 以下	支払金額×1/2+12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払金額×1/4+25,000円
100,000円 超		50,000円

(2) 2012年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払金額
20,000円 超	40,000円 以下	支払金額×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払金額×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

1. 68,000円
2. 74,000円
3. 105,500円
4. 111,500円

(問題 10)

(設問E) 山根太一さん(以下「太一さん」という)は、孫である琴美さんおよび健人さんに年間保険料に相当する金額を贈与して、琴美さんおよび健人さんを保険契約者とする払込期間10年の終身保険にそれぞれ加入することをCFP[®]認定者に相談した。太一さんから2人の孫への生前贈与に当たっての税務上の留意点等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

[親族関係図]

```

    graph TD
      Taiichi[山根 太一 (68歳)] --- Wife[妻 陽子 (68歳)]
      Taiichi --- Daughter[長女 幸子 (47歳)]
      Taiichi --- Son[長男 忠司 (すでに死亡)]
      Daughter --- Husband[夫]
      Husband --- Mei[孫 琴美 (23歳)]
      Son --- Wife2[妻]
      Wife2 --- Kenji[孫 健人 (16歳)]
    
```

[状況等]

- 太一さんの相続発生時には、法定相続人が法定相続分に応じて財産を取得するものとし、法定相続人以外で相続または遺贈により財産を取得する者はいないものとする。

1. 太一さんは、贈与開始に当たり、年間保険料に相当する一定金額を10年間にわたり毎年贈与することを記載した贈与契約書を、琴美さんおよび健人さんとそれぞれ取り交わす。
2. 太一さん名義の銀行口座から、琴美さんおよび健人さんそれぞれの名義の銀行口座に保険料相当額を振り込んだうえで、琴美さんおよび健人さんが預金通帳と届出印鑑を保管しておく。
3. 健人さんに申告すべき所得がない場合、健人さんへ贈与した保険料相当額については、太一さんが所得税の生命保険料控除の適用を受ける。
4. 太一さんの相続発生時には、相続開始前3年以内に琴美さんおよび健人さんへ贈与した保険料相当額は、いずれも相続税の課税価格に加算される。

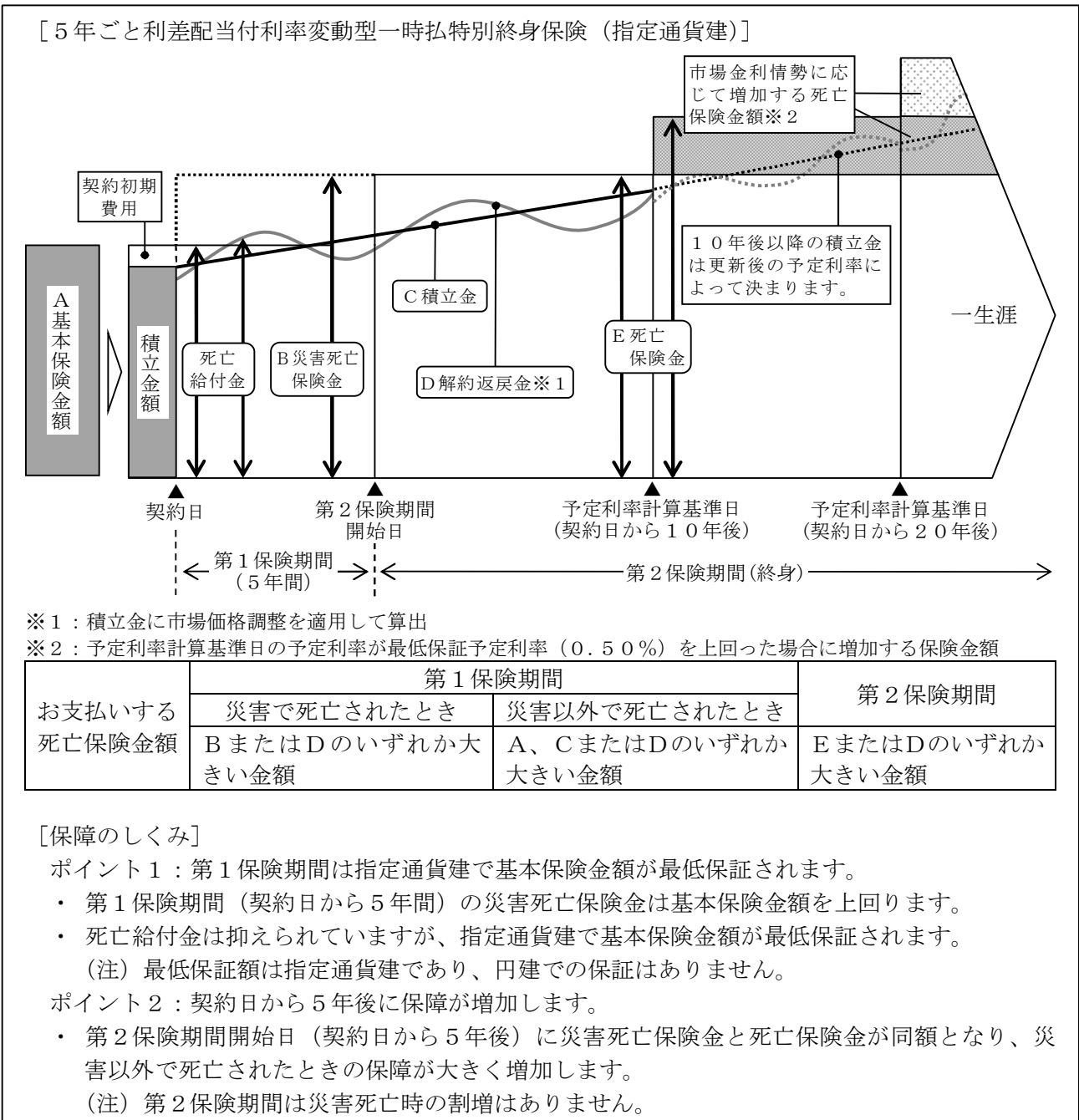
問3

五十嵐さんは、自身の定年が近づいてきたことから、老後の生活設計についてCFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題11)

(設問A) 五十嵐さんは、VA生命保険会社が販売している下記<資料>の外貨建終身保険に加入することを検討している。下記<資料>の外貨建終身保険の商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>



ポイント3：10年ごとの予定利率更新により、保障のさらなる増加が期待できます。

- ・ 契約日から10年ごとの予定利率計算基準日に更新される予定利率が最低保証予定利率（0.50%）を上回った場合、死亡保険金がさらに増加します。
- ・ 一度増加した死亡保険金は、その後減ることはありません。

（注）最後の予定利率計算基準日を過ぎると、予定利率を更新しないため、死亡保険金は増加しません。

[この商品にかかるリスクについて]

この商品には、主に以下のリスク（損失が生じるおそれ）があります。

種類	対象となるリスク
死亡保険金（災害死亡保険金・死亡給付金・死亡保険金）	①為替リスク
解約返戻金（解約・減額時の返戻金）	①為替リスク・②金利変動リスク

① 為替リスク

この商品は外貨建のため、「ご契約時の為替レート」と「死亡保険金や解約返戻金等の受取時の為替レート」に差が生じることにより、死亡保険金や解約返戻金等の円換算額が、一時払保険料の円換算額（円で払い込まれた場合は、円で入金した金額）を下回り、損失が生じるおそれがあります。

② 金利変動リスク（市場価格調整）

この商品は、積立金を米ドル建または豪ドル建の固定金利の債券等で運用していますが、債券の満期（償還）を待たずに売却する場合は、市場金利の情勢に応じて売却価格が変動します。この債券の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を、この商品では行います。このため、解約返戻金額が基本保険金額（指定通貨建の一時払保険料）を下回り、損失が生じるおそれがあります。

[この商品にかかる費用について]

この商品には、契約者または保険金受取人にご負担いただく費用があります。

一時払保険料を円で払い込む時（円を指定通貨に交換）

- ・ 円入金特約を付加して、一時払保険料を円で払い込む場合に適用する所定の為替レートには、為替手数料が反映されています。この為替手数料はお客さまのご負担となります。

契約時および保険期間中

- ・ 契約初期費用：ご契約の締結に必要な費用をご契約時に控除します。
 - ・ 保険契約関係費：ご契約の維持・管理等に必要な費用、予定利率を最低保証するための費用および死亡保険金等にかかる費用を積立金から毎年控除します。
- ※この商品では、解約時に控除される費用はありません。

死亡保険金、解約返戻金等を円で受け取る時（指定通貨を円に交換）

- ・ 円支払特約を適用して、死亡保険金や解約返戻金等を円で受け取る場合に適用する所定の為替レートには、為替手数料が反映されています。この為替手数料はお客さまのご負担となります。

1. 第1保険期間中に災害以外で死亡した場合の死亡給付金は、指定通貨建で基本保険金額が最低保証されている。
2. 第2保険期間の死亡保険金額は、予定利率の変動によって増減する。
3. 一時払保険料を円で支払う場合や、死亡保険金や解約返戻金等を円で受け取る場合は、所定の為替レートが適用され、別途為替手数料を支払わなければならない。
4. 指定通貨建の解約返戻金額が、基本保険金額を下回ることはない。

(問題 1 2)

(設問B) 五十嵐さんは、老後の生活資金の準備方法についてCFP[®]認定者に相談した。一般的な個人年金保険（健康状態の告知が必要なもの）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない特約は考慮しないものとする。

1. 個人年金保険料税制適格特約を付加し、10年確定年金を選択して契約した場合、契約後10年間は払済年金保険に変更することはできない。
2. 10年保証期間付終身年金は、被保険者が生存している限り終身にわたって年金を受け取ることができ、同年齢で比較すると女性よりも男性の方が保険料が高くなる。
3. 一時払いの変額個人年金保険の解約返戻金は、一時払い保険料相当額が最低保証されている。
4. 被保険者が保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当した場合、高度障害保険金を受け取ることができる。

(問題 1 3)

(設問C) 五十嵐さんは、老後の介護費用についてCFP[®]認定者に相談した。民間の生命保険会社が取り扱う一般的な介護保険（以下「民間の介護保険」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 民間の介護保険は、公的介護保険の給付対象外となる40歳未満や、40歳から64歳の特定疾病以外による要介護状態に備えることができる。
2. 民間の介護保険は、公的介護保険の自己負担額や公的介護保険対象外の介護サービスを受けられる場合の費用に備えることができる。
3. 民間の介護保険には、所定の要介護状態のほか、死亡や所定の高度障害状態を保障する商品があり、要件に該当すると一時金や年金を受け取ることができる。
4. 民間の介護保険には、一生涯保障が続き、いつ給付要件に該当しても一時金や年金を受け取ることができる商品があり、保険料は終身払込のみとなっている。

問4

飯田伸人さん（以下「伸人さん」という）は、今後の生活設計について、CFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題14）

（設問A）伸人さんは、現在加入中の下記＜資料＞の保険につき名義変更をしようと検討している。名義変更に係る税務上の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

＜資料＞

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
飯田 伸人	本人	60歳	自営業
飯田 史子	長女	30歳	会社員
飯田 典子	二女	26歳	会社員

[現在加入中の保険]

保険種類：終身保険（無配当）

契約形態：

	名義変更前	名義変更後
保険契約者（保険料負担者）	伸人さん	史子さん
被保険者	史子さん	史子さん
死亡保険金受取人	伸人さん	典子さん

保険金額：2,000万円

保険料払込期間：65歳払込満了

名義変更までに伸人さんが支払った正味払込保険料合計額：600万円

名義変更時点の解約返戻金相当額：500万円

65歳までの総払込保険料：1,500万円

1. 伸人さんが生存中に名義変更した場合、名義変更した時点で生命保険契約の権利が贈与税の課税対象となる。
2. 伸人さんが生存中に、名義変更し、史子さんが支払った保険料合計額が200万円となった時点で、この保険を解約した場合、解約返戻金額の全額が一時所得の課税対象となる。
3. 伸人さんが死亡したことにより名義変更した場合、史子さんの相続税の課税対象額は600万円となる。
4. 伸人さんが死亡したことにより名義変更し、その後に史子さんが死亡した場合、典子さんが受け取った死亡保険金の全額が相続税の課税対象となる。

(問題 15)

(設問B) 伸人さんは医療保険への加入を検討している。一般的な医療保険等の商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 終身医療保険は、同じ条件で加入した場合、終身払いと比較して有期払いの方が毎回の保険料は高くなる。
2. ガン保険は、保険会社の定める免責期間（待ち期間）内にガンと診断されても給付の対象とはならないが、契約を継続することはできる。
3. 先進医療特約は、契約時点で先進医療に該当する治療でも、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、先進医療給付金は支払われない。
4. 特定疾病保障保険は、契約後に初めて脳卒中となり所定の疾病状態になったときに特定疾病保険金を受け取ることができるが、特定疾病保険金を受け取った時点で保険契約は消滅する。

問5

福岡さん（35歳・国民年金の第1号被保険者）は、個人事業主として飲食店を営んでいます。個人事業主の保障等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題16）

（設問A）福岡さんは、自身に万一のことがあった場合の備えについて生命保険の見直しを検討している。一般的な死亡保険の商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 低解約返戻金型の終身保険（有期払い）は、同じ条件で加入した場合、通常の終身保険よりも保険期間の全期間を通じて解約返戻金が少ない。
2. 逓増定期保険は、将来健康状態が悪くなっても、契約後一定期間ごとに保険金額が増加し、徐々に保険料も高くなる。
3. 保険事故発生から満期まで年金を受け取る歳満了型の収入保障保険は、期間の経過に応じて毎回の保険料が安くなる。
4. 収入保障保険は、死亡保険金を年金で受け取り、保険契約者（保険料負担者）と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が法定相続人の場合、死亡時点での年金受給権が相続税の課税対象となり、生命保険金の非課税金額の適用を受けることができる。

(問題 17)

(設問B) 福岡さんは、個人で営んできた飲食店を法人組織（法人名は株式会社RW、以下「RW社」という）とし、併せて現在個人で加入している生命保険契約を下記<資料>のとおりRW社名義に変更する予定である。名義変更時には、個人から法人が契約の権利を無償で譲り受ける方法と、個人から法人が契約の権利を買い取る方法がある。名義変更時のRW社の経理処理として、最も適切なものはどれか。

<資料>

保険種類：定期保険特約付終身保険（特約保険期間20年）

契約形態：保険契約者・死亡保険金受取人＝RW社、被保険者＝代表取締役（福岡さん）

[名義変更時]

① 既払込保険料：600万円

（内訳：主契約100万円、定期保険特約400万円、医療関係特約100万円）

② 解約返戻金：80万円（次の③の金額を含まない）

③ 配当金・積立配当金等精算額：5万円

1. 法人が権利を無償で譲り受ける場合

借方		貸方	
保険料積立金	100万円	雑収入	105万円
配当金積立金	5万円		

2. 法人が権利を無償で譲り受ける場合

借方		貸方	
保険料積立金	80万円	雑収入	585万円
前払保険料	500万円		
配当積立金	5万円		

3. 法人が権利を買い取る場合

借方		貸方	
保険料積立金	80万円	現金・預金	85万円
配当金積立金	5万円		

4. 法人が権利を買い取る場合

借方		貸方	
保険料積立金	100万円	現金・預金	105万円
配当金積立金	5万円		

(問題 18)

(設問 C) 福岡さんは、下記<資料>の健康増進型の保険に加入することを検討している。下記<資料>の健康増進型保険の商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

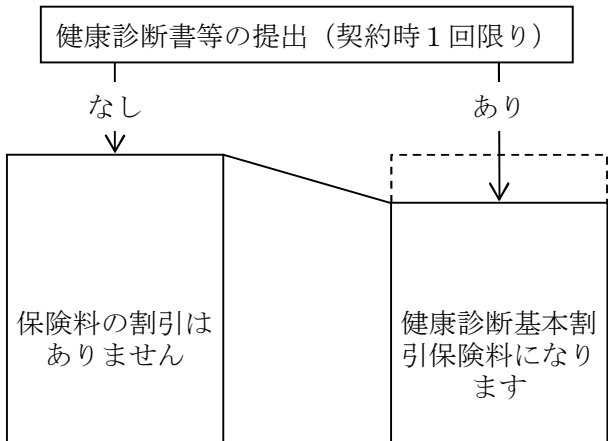
<資料>

[R F 生命保険会社 特定状態定期保険 (無解約返戻金) 健康診断割引特約]

特定状態定期保険 ・ 一時金支払 ・ 一定期間保障 [お支払いは1回限り]	3大疾病・要介護状態・身体障害状態や死亡に一時金で備えられます。
--	----------------------------------

お支払いするとき	支払例 保険金額1,000万円の場合
所定のガン、急性心筋梗塞、脳卒中、要介護状態、身体障害状態のいずれかになったとき	特定疾病保険金 介護保険金 1,000万円 身体障害保険金
死亡したとき	死亡保険金 1,000万円

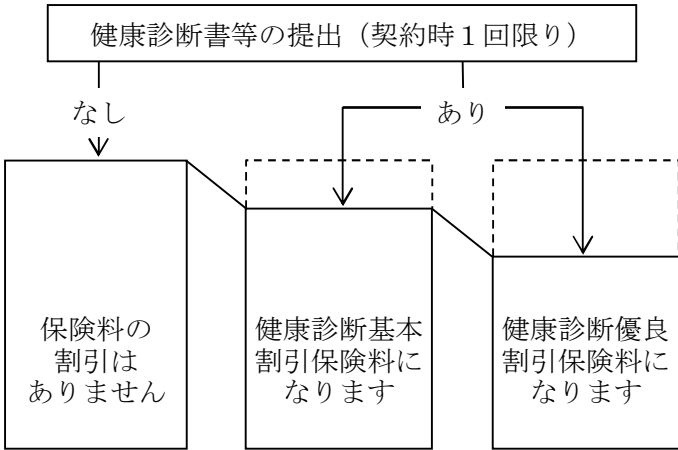
契約時に健康診断書を提出することで、保険料が割引に！



健康診断割引特約付加の主な要件

- ・ R F 生命所定の要件を満たす健康診断書、人間ドック結果通知書、母子手帳などを提出すること
- ・ 健康診断などの受診日が告知日からさかのぼって1年2ヵ月以内であること
- ・ 契約時の被保険者の年齢が18歳以上であること

しかも、健康状態によっては、さらに保険料が割引になります。



40歳未満なら①②の条件をチェック！

40歳以上は③もチェック！

[健康診断優良割引の適用条件]

①②③すべてを満たす必要があります。ただし、③は受診日時点で40歳以上の方のみの適用条件です。

① BMI	18.0以上27.0以下
② 血圧	最低85mmHg未満かつ最高130mmHg未満
③ 血液検査	HbA1c 5.5%以下 ※HbA1cの結果がない場合は、血糖値100mg/dL未満

BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m)²

○留意事項

契約に際して、健康診断書等の提出とは別に健康状態の告知等が必要です。告知等の内容によっては健康診断優良割引の適用条件①②③すべてを満たした場合でも、健康診断基本割引保険料になったり、契約を引受けできないことがあります。

1. 特定状態定期保険は、契約時に所定の要件を満たす健康診断書を提出するだけで、健康診断基本割引が適用される。
2. 契約時に所定の要件を満たす健康診断書を提出した結果、健康診断優良割引の適用にならなかった場合でも、仮に2年後、健康診断優良割引の適用条件を満たす健康診断結果を再度提出することで、健康診断優良割引が適用される。
3. 福岡さんは健康診断優良割引の適用条件のうち、血液検査が条件を満たさない場合、健康診断優良割引は適用されない。
4. 2年前に健康診断を受診したのが直近の健康診断だったので、受診日が2年前の健康診断書を提出した場合、健康診断割引が適用される。

問6

柴田さん夫妻は、現在P A社の生命保険に加入していますが、乗合代理店の生命保険募集人よりP B社とP C社の生命保険への見直しの提案を受けていることから、CFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、契約時から保険事故までに保険金・給付金などの支払いは一切なく、特約はすべて更新しており、免責事項に該当する事由もないものとしします。また、配当も考慮しないものとしします。

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
柴田 耕平	本人	48歳	会社員
柴田 尚子	妻	46歳	会社員
柴田 祐二	長男	15歳	中学生
柴田 梨花	長女	13歳	中学生

[現在加入しているP A社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険証券<資料1>参照


[提案を受けているP B社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険提案書<資料2>参照

[提案を受けているP C社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険設計書<資料3>参照

<資料1> P A社

保険種類 5年ごと配当付終身保険		保険証券記号番号 ○○○-△△△△	
保険契約者	柴田 耕平 様	ご印鑑 	契約日：2007年10月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：60歳払込満了 保険料払込方法：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 保険料：××,×××円
被保険者	柴田 耕平 様 契約年齢 36歳 男性 1971年5月5日生		
死亡保険金受取人	柴田 尚子 様 (妻)	受取割合 100%	
■ ご契約内容			
主契約の内容	保険期間	保険金額	
5年ごと配当付終身保険	終身	保険金額 300万円	◇死亡・所定の高度障害状態に該当したとき、死亡保険金または高度障害保険金を支払います。
特約の内容	保険期間	保険金額・年金額・給付金額等	
5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約	15年 (更新型)	保険金額 1,000万円	◇所定の3大疾病 (ガン (悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中) による所定の状態に該当したとき、特約特定疾病保険金を支払います。 ◇死亡・所定の高度障害状態に該当したとき、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払います。
5年ごと配当付障害保障特約	15年 (更新型)	保険金額 1,500万円	◇死亡されたとき、特約死亡保険金を支払います。 ◇病気・ケガを問わず所定の身体障害状態に該当したとき、特約障害保険金を支払います。
5年ごと配当付特定状態収入保障特約 (10年確定年金型)	15年 (更新型)	特約年金額 240万円	◇所定の3大疾病 (ガン (悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中) による所定の状態に該当したとき、特約特定疾病年金を支払います。 ◇病気・ケガを問わず所定の身体障害状態に該当したとき、特約障害年金を支払います。 ◇病気・ケガを問わず所定の要介護状態に該当したとき、特約介護年金を支払います。 ◇年金支払開始日前に死亡されたとき、特約死亡給付金 (特約年金額と同額) を支払います。
新総合医療特約 (60日型) (本人・妻型)	15年 (更新型)	入院給付金日額 5,000円	◇病気またはケガにより1日以上入院したとき、災害入院給付金または疾病入院給付金を支払います。 ◇病気またはケガにより所定の手術を受けたとき、手術給付金 (入院中の手術の場合、入院給付金日額の20倍、外来手術の場合、入院給付金日額の5倍) を支払います。 ◇所定の放射線治療を受けたとき、放射線治療給付金 (入院給付金日額の10倍) を支払います。 ◇妻の場合は、本人の6割の災害入院給付金・疾病入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金になります。
8大生活習慣病入院特約 (120日型) (本人・妻型)	15年 (更新型)	入院給付金日額 5,000円	◇所定の生活習慣病の治療のために1日以上入院 (日帰り入院を含む) したとき、入院給付金を支払います。 ◇妻の場合は、本人の6割の入院給付金になります。
保険料払込免除特約	—	◇所定の3大疾病 (ガン (悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中) による所定の状態に該当したとき、または約款所定の身体障害状態・要介護状態に該当したとき、以後の保険料の払込は不要となります。	
リビング・ニーズ特約	—	◇余命6ヵ月以内と判断されたとき、死亡保険金の範囲内かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度に保険金を請求することができます (保険金額を指定いただく場合の死亡保険金の合計額には、主契約のほか特定疾病保障定期保険特約、障害保障特約、特定状態収入保障特約を含めることができます)。	
指定代理請求特約	—	◇被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者本人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき、指定代理請求人による保険金等の代理請求を行うことができます。	

<資料2>PB社

ご提案書
保険種類：終身医療保険

(ご契約者) 柴田 耕平 様
 (被保険者) 柴田 耕平 様
 (年齢・性別) 48歳・男性

予定契約日：2019年12月1日 払込保険料合計：×××,×××円

払方：年払・口座振替 保険料払込期間：60歳払込満了

◇ご提案内容

保険種類	保険期間	保険金額・給付金額等
終身医療保険（主契約） 支払限度60日型・手術I型 初期入院10日給付特則あり	終身	<ul style="list-style-type: none"> 入院給付金日額 5,000円 入院10日目まで 一律5万円 入院11日目以降 5,000円×入院日数 病気やケガにより入院されたとき、日帰り入院から入院10日目まで一律10日分をお受け取りいただけます。 手術給付金 <ul style="list-style-type: none"> 入院中の手術（1回につき）5万円 外来での手術（1回につき）2.5万円 病気やケガにより約款所定の手術を受けられたとき、お受け取りいただけます。 放射線治療給付金（1回につき）5万円 入院・手術の有無にかかわらず、約款所定の放射線治療を受けられたとき、お受け取りいただけます。 集中治療給付金（1回につき）10万円 手術の有無にかかわらず、入院給付金の支払われる入院中に約款所定の集中治療室（ICU）管理を受けられたとき、お受け取りいただけます。
終身保険特約	終身	<ul style="list-style-type: none"> 保険金額 300万円 死亡または所定の高度障害のとき、死亡保険金または高度障害保険金をお受け取りいただけます。
三大疾病入院一時給付特約	終身	<ul style="list-style-type: none"> 三大疾病入院一時給付金額 100万円 ガン（上皮内ガンを含む）・心疾患・脳血管疾患で入院されたとき、およびその後1年以上経過してそれらの病気入院されたとき、お受け取りいただけます。
通院給付特約	終身	<ul style="list-style-type: none"> 給付金日額 5,000円×受療日数 退院後、約款所定の通院による治療を受けられたとき、お受け取りいただけます。
ガン診断給付特約	終身	<ul style="list-style-type: none"> ガン診断給付金額 100万円 ガン給付責任開始期以後に初めてガン（上皮内ガンを含む）と診断確定されたとき、およびその後1年以上経過してガンにより入院されたとき（再発・転移を含む）、お受け取りいただけます。
先進医療特約	終身	<ul style="list-style-type: none"> 先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料をお受け取りいただけます。 ※保険期間を通算して2,000万円が限度になります。
新保険料払込免除特約	—	<ul style="list-style-type: none"> 悪性新生物（ガン）と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたとき、保障はそのまま以後の保険料のお払込みは不要になります。
リビング・ニーズ特約 （終身保険特約付加時のみ 選択可）	終身	<ul style="list-style-type: none"> 余命6ヵ月以内と判断されるとき、死亡保険金の全部または一部をご請求できます。 ※一被保険者につき3,000万円が限度になります。

<資料3> P C 社

保険設計書<新終身医療保険(120日型)>

払込保険料：××, ×××円 保険料払込方法：年払
 保険期間：終身 保険料払込期間：60歳払込満了

- ・ ご契約者 柴田 尚子様
- ・ 被保険者 柴田 尚子様
- ・ 生年月日 1973年6月1日
- ・ 性別 女性
- ・ 契約日 2019年12月1日

◇ご提案内容

主契約・特約	保障内容	保険金額・給付金額等
<主契約> 新終身医療保険 (支払限度の型：120日型) 短期入院定額払特約：付加されています	疾病入院給付金	疾病の治療を目的として入院したとき ・ 1回の入院が10日以内の場合 一律10万円 ・ 1回の入院が11日以上の場合 1日につき1万円
	災害入院給付金	不慮の事故による傷害の治療を目的として入院されたとき(その事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院であることを要します) ・ 1回の入院が10日以内の場合 一律10万円 ・ 1回の入院が11日以上の場合 1日につき1万円
終身七疾病入院延長給付特約	七疾病入院延長給付金	ガン(悪性新生物・上皮内新生物)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患・肝疾患・腎疾患のいずれかの治療を目的として入院されたとき(支払日数無制限、ただし主契約の入院給付金が支払われる期間は除きます) ・ 1日につき1万円
終身手術総合保障特約	手術給付金	疾病または傷害による治療を直接の目的として、入院中または外来で所定の手術を受けられたとき ・ 入院中の手術 20万円 ・ 外来での手術 5万円
	放射線治療給付金	疾病または傷害による治療を直接の目的として、所定の放射線治療を受けられたとき ・ 20万円
	骨髄ドナー給付金	所定の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術を受けられたとき(この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて1年以内に受けられた手術の保障はありません) ・ 10万円
新終身退院給付特約	退院給付金	主契約の入院給付金が支払われる入院をされ、かつその入院日数が1回の入院について通算5日以上となった後、生存して退院されたとき ・ 退院1回につき5万円
新終身通院給付特約	通院給付金	主契約の入院給付金が支払われる入院をされ、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内にその入院の原因となった疾病または傷害の治療を目的として通院されたとき ・ 1日につき1万円
三大疾病保険料払込免除特約 (新終身医療保険用)	—	保険料払込期間中に以下のいずれかに該当されたときに、以後の保険料の払込みが免除されます。 ・ 悪性新生物責任開始日以後に、悪性新生物責任開始日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定されたとき ・ 心疾患により所定の手術を受けられたとき、または継続20日以上入院をされたとき ・ 脳血管疾患により所定の手術を受けられたとき、または継続20日以上入院をされたとき
先進医療給付特約	先進医療給付金	疾病または傷害により、所定の先進医療による療養を受けられたとき ・ 先進医療に係る技術料と同額(通算2,000万円限度)
	先進医療一時金	先進医療給付金が支払われる療養を受けられたとき ・ 10万円

(問題 19)

(設問A) CFP®認定者は、耕平さんの疾病入院時の保障内容について説明した。2020年3月に耕平さんが糖尿病により8日間継続して入院し退院した後、この糖尿病の治療を目的として9日間通院した場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、約款に定める所定の8大生活習慣病、通院による治療に該当するものとする。

1. 見直し前 (PA社) より見直し後 (PB社+PC社) の方が、3.0万円少ない。
2. 見直し前 (PA社) より見直し後 (PB社+PC社) の方が、0.5万円多い。
3. 見直し前 (PA社) より見直し後 (PB社+PC社) の方が、1.5万円多い。
4. 見直し前 (PA社) より見直し後 (PB社+PC社) の方が、5.5万円多い。

(問題 20)

(設問B) CFP®認定者は、耕平さんの事故死亡時の保障内容について説明した。2020年3月に耕平さんが交通事故で11日間継続して入院し、入院中に約款に定める所定の手術を受けたが死亡した場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。

1. 見直し前 (PA社) より見直し後 (PB社+PC社) の方が、2,505万円少ない。
2. 見直し前 (PA社) より見直し後 (PB社+PC社) の方が、2,745万円少ない。
3. 見直し前 (PA社) より見直し後 (PB社+PC社) の方が、2,750万円少ない。
4. 見直し前 (PA社) より見直し後 (PB社+PC社) の方が、3,045万円少ない。

(問題 21)

(設問C) CFP®認定者は、尚子さんの疾病入院時の保障内容について説明した。2020年9月に尚子さんが肺ガンにより20日間継続して入院し、入院中に約款に定める所定の手術、放射線治療ならびに先進医療に該当する治療 (技術料250万円) を受け、退院した場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、約款に定める所定の8大生活習慣病、七疾病、ガン (悪性新生物)、先進医療による療養に該当するものとする。

1. 見直し前 (PA社) より見直し後 (PB社+PC社) の方が、290万円多い。
2. 見直し前 (PA社) より見直し後 (PB社+PC社) の方が、299万円多い。
3. 見直し前 (PA社) より見直し後 (PB社+PC社) の方が、304万円多い。
4. 見直し前 (PA社) より見直し後 (PB社+PC社) の方が、324万円多い。

(問題 2 2)

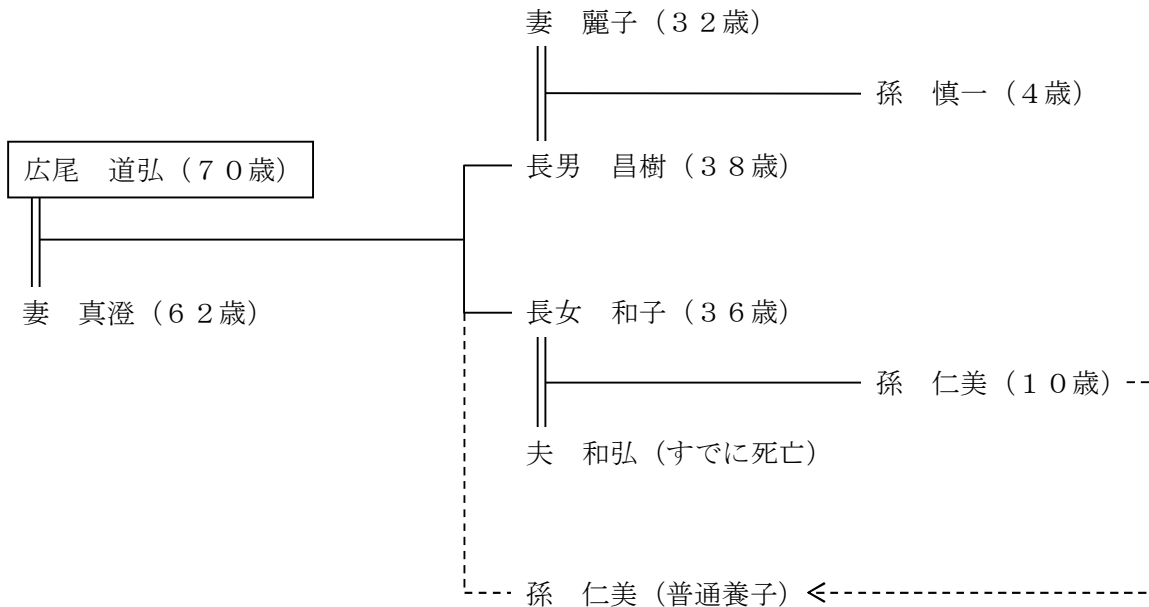
(設問D) CFP[®]認定者は、耕平さんが不慮の事故により高度障害状態になった場合の保障内容について説明した。2020年9月に耕平さんが交通事故により13日間継続して入院し、入院中に約款に定める所定の手術および集中治療室（ICU）管理を受けたが高度障害状態になった場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、約款に定める所定の高度障害状態、身体障害状態に該当するものとする。

1. 見直し前（PA社）より見直し後（PB社+PC社）の方が、2,495万円少ない。
2. 見直し前（PA社）より見直し後（PB社+PC社）の方が、2,735万円少ない。
3. 見直し前（PA社）より見直し後（PB社+PC社）の方が、4,895万円少ない。
4. 見直し前（PA社）より見直し後（PB社+PC社）の方が、4,905万円少ない。

問7

福岡県内で不動産賃貸業を営む広尾道弘さん（以下「道弘さん」という）は、生命保険を活用した相続対策について、CFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[親族関係図]



[状況等]

- ・ 長女である和子さんは夫を交通事故で亡くし、自身も同じ交通事故により車いすでの生活を余儀なくされている。
- ・ 道弘さん夫婦は孫の仁美さんと養子縁組をしている。
- ・ 和子さん親子は、道弘さん夫婦と同居している。
- ・ 道弘さんの相続発生時には、法定相続人以外で財産を受け取る予定の者はいない。
- ・ 不動産管理会社として道弘さんが全株式を所有している株式会社HA（以下「HA社」という）がある。

[道弘さんの主な資産内容（相続税評価額であり、生命保険契約を除く）]

自宅土地・建物：4,000万円

※土地は小規模宅地等の特例適用後の評価額

HA社自社株：5,000万円

預貯金：9,000万円

賃貸マンション1棟：2億2,000万円

賃貸マンションのローン：8,000万円

[生命保険契約一覧]

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	保険種類	死亡保険金額	解約返戻金額
①	道弘さん	道弘さん	真澄さん	終身保険	2,000万円	600万円
②			仁美さん	定期保険	2,000万円	100万円
③	真澄さん	道弘さん	真澄さん	終身保険	1,000万円	700万円
④	道弘さん	真澄さん	道弘さん	終身保険	1,500万円	300万円
⑤	真澄さん	真澄さん	和子さん	養老保険	1,000万円	400万円
⑥	HA社	道弘さん	HA社	終身保険	5,000万円	3,000万円

(注) 他に生命保険契約はないものとする。解約返戻金額は現時点での金額である。

(問題 2 3)

(設問A) 現時点で道弘さんが死亡した場合に生命保険会社から支払われる死亡保険金のうち、真澄さんの相続税の課税対象額（非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、HA社は、役員退職慰労金規程に基づき、生命保険会社から支払われる契約⑥の死亡保険金の全額を死亡退職金として真澄さんに遅滞なく支払うものとし、すべての相続人は相続を放棄しないものとする。また、非課税金額の計算過程で生じた万円未満の端数は切り捨てること。

1. 1,000万円
2. 2,000万円
3. 4,000万円
4. 5,000万円

(問題 2 4)

(設問B) 道弘さんは、車いす生活となっている和子さんの生活を思い、将来は所有している賃貸マンションを和子さんに遺したいと考えているが、その場合、昌樹さんが財産分割への不公平を感じないか心配している。そこで、CFP[®]認定者は被保険者を道弘さん、死亡保険金受取人を和子さんとする生命保険契約を締結し、その死亡保険金を昌樹さんへの代償交付金として、代償分割を行うことを提案した。CFP[®]認定者が行った代償分割に関する次の説明のうち、最も適切なものはどれか。なお、保険契約者＝保険料負担者であるものとする。

1. 保険契約者を道弘さんとする場合、死亡保険金は遺産分割協議の対象となるため、代償交付金として用いることができない。
2. 保険契約者を和子さんとする場合、死亡保険金には一時所得として所得税が課されるが、代償交付金として用いることができる。
3. この死亡保険金について相続税の生命保険金の非課税金額の適用を受けることができるのは、昌樹さんである。
4. 保険契約者を真澄さんとし、代償分割の内容を遺産分割協議書に明記している場合、代償交付金を受け取る昌樹さんには相続税ではなく贈与税が課される。

(問題 25)

(設問 C) 道弘さんは、HA社の代表取締役を勇退する際にHA社が契約している契約⑥の保険契約者をHA社から道弘さんに名義変更して、役員退職慰労金の一部として受け取ると考えている。仮に現時点で勇退したとき、名義変更時のHA社の経理処理として、正しいものはどれか。なお、保険料は年130万円(年払い)、保険料払込期間は20年で、すでに払込みが終了しているものとする。

1.	借方	貸方
	退職金 3,000万円	保険料積立金 2,600万円 雑収入 400万円
2.	借方	貸方
	退職金 3,000万円	保険料積立金 2,600万円 現金・預金 400万円
3.	借方	貸方
	退職金 5,000万円	保険料積立金 2,600万円 雑収入 2,400万円
4.	借方	貸方
	退職金 5,000万円	保険料積立金 2,600万円 現金・預金 2,400万円

(問題 26)

(設問D) 和子さんは夫の和弘さんを亡くした後、和弘さんが被保険者となっていた下記<資料>の収入保障保険から、収入保障年金を受け取っている。和子さんが2019年10月に6回目の年金を受け取った場合の、和子さんの2019年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、他に雑所得はないものとする。

<資料>

保険種類：収入保障保険
 契約形態：保険契約者（保険料負担者）・被保険者＝和弘さん
 収入保障年金受取人＝和子さん
 収入保障年金額：300万円（内訳：年金300万円、配当0円）
 年金受取回数：26回
 死亡時までの既払込正味保険料総額：78万円
 年金受給権の相続税評価額：5,460万円
 年金支給開始日における和弘さんの年齢：34歳

<参考式>

- ① 相続税評価割合＝相続税評価額÷年金の支払総額または支払総額見込額
- ② 相続税評価割合が50%超の場合の
 総収入金額算入額（課税部分）＝一課税単位当たりの金額（※a）×経過年数（※b）
- ※a 一課税単位当たりの金額＝年金の支払総額×課税割合（※c）÷課税単位数（※d）
- ※b 経過年数とは、年金の支払開始日からその支払いを受ける日までの年数（1年未満の端数切捨て）をいう。
- ※c 相続税評価割合に応じて課税割合を定める。
- ※d 課税単位数＝残存期間年数（※e）×（残存期間年数－1年）÷2
- ※e 残存期間年数とは、居住者に係る年金の支払開始日におけるその年金の残存期間に係る年数（1年未満の端数切上げ）をいう。
- ③ 必要経費の金額＝②×（既払込正味保険料総額÷年金の支払総額）
- ④ 雑所得の金額＝②－③

<課税割合>

相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合
50%超 55%以下	45%	75%超 80%以下	20%	92%超 95%以下	5%
55%超 60%以下	40%	80%超 83%以下	17%	95%超 98%以下	2%
60%超 65%以下	35%	83%超 86%以下	14%	98%超	0%
65%超 70%以下	30%	86%超 89%以下	11%	—	—
70%超 75%以下	25%	89%超 92%以下	8%	—	—

1. 297,000円
2. 324,000円
3. 356,400円
4. 360,000円

問 8

XZ株式会社（以下「XZ社」という）の代表取締役社長である中井一郎さん（以下「中井社長」という）は、ここ数年業績は良いものの、新規人材の採用が難しくなっており、今後の事業拡大に頭を悩ませています。そこで、役員・従業員の退職金を含む福利厚生制度等の見直しを検討するため、CFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

業種：ソフトウェア受託開発業

設立：1991年11月1日

資本金：1,000万円

従業員数：30名

定年：60歳（65歳まで定年後再雇用制度あり）

福利厚生：退職金（一時金）制度あり。

中小企業退職金共済（退職金制度の退職金準備手段として加入）

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
中井 一郎	本人	58歳	代表取締役社長
中井 明子	妻	56歳	専業主婦
中井 純平	長男	33歳	取締役営業企画部長
中井 優実	長女	30歳	他企業に勤務

<資料1>

[会社決算状況]

・ 貸借対照表

2019年3月31日

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
<流動資産>	70,000	<流動負債>	53,000
現金・預金	28,000	買掛金	12,000
売掛金	30,000	短期借入金	30,000
前払費用	12,000	未払費用	11,000
<固定資産>	56,000	<固定負債>	50,000
有形固定資産	24,000	長期借入金	50,000
建物	24,000	純資産の部	
無形固定資産	8,000	<株主資本>	23,000
ソフトウェア	8,000	資本金	10,000
投資その他の資産	24,000	利益剰余金	13,000
出資金	1,000		
保険積立金	23,000		
合計	126,000	合計	126,000

・ 損益計算書

自 2018年4月 1日

至 2019年3月31日

(単位：千円)

科目	
売上高	222,000
売上原価	155,000
売上総利益	67,000
販売費・一般管理費	54,000
営業利益	13,000
営業外収益	1,000
営業外費用	5,000
経常利益	9,000
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	9,000
法人税等	3,150
当期純利益	5,850

<資料 2 >

[役員退職慰労金規程] (抜粋)

第1条 (総則)

この規程は退任した取締役または監査役 (以下「役員」という) の退職慰労金ならびに弔慰金について定めるものである。

第2条 (退任の定義)

退任の時期は以下の各号に定めるときとする。

- ① 辞任
- ② 任期満了
- ③ 解任
- ④ 死亡

第3条 (金額の算定)

役員退職慰労金の算定は、役位別の最終報酬月額に役位ごとの在任期間の年数を乗じ、役位別係数を乗じて算出した額の合計額とする。

役位別係数

代表取締役社長	2.5	専務取締役	2.2	常務取締役	2.0
取締役	1.5	監査役	1.0		

在任年数

1年未満の在任期間は月割りとし、1ヵ月未満の端数日がある場合にはこれを1ヵ月に切り上げる。

第4条 (功労加算)

在任中の功績が顕著と認められた役員については、功労金として前条により計算した金額の30%相当額を超えない範囲で加算することができる。

第5条 (弔慰金)

弔慰金は以下の金額を支給する。

業務上死亡の場合：死亡時の報酬月額×36ヵ月

業務外死亡の場合：死亡時の報酬月額×6ヵ月

第6条 (支給の時期)

役員退職慰労金および弔慰金は、退任後速やかに支給する。ただし、やむを得ない事由によるときは支給時期を延期することがある。

第7条 (死亡役員に対する死亡退職金など)

1. 死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は遺族に支給する。
2. 遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

(問題 27)

(設問A) 中井社長は、事業保障資金の必要額を生命保険の死亡保険金で準備したいと考えており、CFP[®]認定者に相談した。下記<前提条件>の下、法人税等控除後でも、最低限必要な事業保障資金を確保できる額として、正しいものはどれか。

<前提条件>

- (1) 事業保障資金の必要額は、次の①から③までの合計額とする。
- ① 流動負債のうち、買掛金と短期借入金の合計額
 - ② 中井社長は長男の純平さんを後継者にしたいと思っており、長男の純平さんのために連帯保証債務を残したくないと思っている。長期借入金については中井社長が連帯保証人になっているため、この額
 - ③ 中井社長が急逝した場合の当面の運転資金として、販売費・一般管理費の3ヵ月分の額
- (2) 死亡保険金は全額が益金になるものとし、法人所得の実効税率を35%とする。
- (3) 計算結果については、百万円未満は切り上げるものとする。

- 1. 1億 600万円
- 2. 1億4,300万円
- 3. 1億6,300万円
- 4. 2億2,500万円

(問題 28)

(設問B) 中井社長が2019年10月31日に私傷病で死亡した場合、役員退職慰労金規程に基づき妻の明子さんに支払われる「役員退職慰労金」の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<条件>を参照すること。

<条件>

- ・ 中井社長は設立と同時に代表取締役社長に就任し、死亡時の報酬月額が150万円であった。
- ・ 役員退職慰労金規程第4条に基づき、同規程第3条で計算した金額の30%を功労加算金として加算するものとする。

- 1. 1億 500万円
- 2. 1億1,400万円
- 3. 1億3,650万円
- 4. 1億4,550万円

(問題 29)

(設問C) 中井社長は、従業員の退職金制度の見直しについてCFP[®]認定者に相談した。一般的な退職金制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 給与比例方式（基本給連動型）の退職金制度を導入する場合、計算や管理が比較的容易に行える一方、勤続年数によっては、当初の想定以上に高額になるリスクがある。
2. ポイント制の退職金制度を導入する場合、毎年の従業員一人ひとりの貢献度を会社独自の尺度で反映できる一方、退職金算定のためのポイントの記録や管理が煩雑になる。
3. 定額方式の退職金制度を導入する場合、勤続年数のみによる評価になるため、在職中における勤続年数以外の貢献度が反映されない。
4. 退職一時金制度を廃止して退職金前払い制度を導入する場合、従業員にとっては、前払い部分の退職金は退職所得となる。

(問題30)

(設問D) XZ社は従業員退職金の財源準備方法として、下記<資料>の従業員全員加入の60歳満了養老保険(無配当)福利厚生プラン(1/2養老保険、ハーフタックスプラン)に加入している。加入から10年後に従業員の野村さんが死亡により退職する場合、野村さんの死亡退職金支給に係るXZ社の一連の経理処理として、正しいものはどれか。なお、保険料は10年分支払い済みとし、保険料の未経過分に相当する返還金はないものとする。また、源泉徴収については考慮しないものとする。

<資料>

保険種類：養老保険(無配当)
 保険契約者・満期保険金受取人：XZ社
 被保険者：従業員全員
 死亡保険金受取人：被保険者の遺族
 保険期間：各被保険者の60歳満期
 保険料払込期間：各被保険者の60歳払込満了
 野村さんに係る死亡保険金額：300万円
 野村さんに係る年払い保険料：146,000円
 ※野村さんは40歳で加入したものとする。
 ※野村さんの死亡退職金予定額は480万円とし、そのうち70万円は中小企業退職金共済制度から支払われるものとする。

1.	借方		貸方
	雑損失 退職金	30,000円 1,800,000円	保険料積立金 現金・預金
			730,000円 1,100,000円
2.	借方		貸方
	雑損失 退職金	730,000円 1,100,000円	保険料積立金 現金・預金
			730,000円 1,100,000円
3.	借方		貸方
	退職金	4,100,000円	保険料積立金 現金・預金 雑収入
			730,000円 1,100,000円 2,270,000円
4.	借方		貸方
	退職金	4,800,000円	保険料積立金 現金・預金 雑収入
			730,000円 1,100,000円 2,970,000円

問9

損害保険の制度と仕組みに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題31)

(設問A) 保険法および自動車損害賠償保障法における消滅時効等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 被保険者の告知義務違反により保険会社が保険契約を解除する権利の時効は、保険会社が解除の原因があることを知った時から1年である。
2. 保険契約者が保険会社に保険料を返還請求する権利の時効は、3年である。
3. 保険会社が保険契約者に保険料を請求する権利の時効は、1年である。
4. 自動車損害賠償責任保険において、被害者が保険会社に損害賠償額の支払い請求を行う場合の時効は、3年である。

(問題32)

(設問B) 損害保険料率算出機構が算出する参考純率に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

損害保険料率算出機構は、純保険料率を算出し、参考純率として会員会社に提供しており、会員会社は参考純率を(ア)。また、算出した参考純率が適正な水準にあるか妥当性の検証を(イ)行い、その結果を金融庁長官に報告している。

2018年6月に火災保険の参考純率の改定が行われたが、その背景としては、「自然災害や水濡れ損害による保険金の支払いの(ウ)」が挙げられる。

- | | | |
|--------------------|------------|--------|
| 1. (ア) 使用することができる | (イ) 毎年度 | (ウ) 増加 |
| 2. (ア) 使用することができる | (イ) 隔年度ごとに | (ウ) 減少 |
| 3. (ア) 使用しなければならない | (イ) 毎年度 | (ウ) 減少 |
| 4. (ア) 使用しなければならない | (イ) 隔年度ごとに | (ウ) 増加 |

(問題 3 3)

(設問C) 損害保険会社を取り扱う商品に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 原動機付自転車の自動車損害賠償責任保険は、多くのコンビニエンスストアの店内の端末で契約することができる。
2. 親の介護費用を補償する保険には、子がインターネットで契約できる商品がある。
3. 1日単位のスポーツ・レジャー保険には、捜索・救援に対する費用を補償する商品がある。
4. 1日単位の自動車保険は、契約者本人が所有する普通自動二輪車を運転する場合も補償の対象とすることができる。

問10

損害保険の保険金等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題34)

(設問A) 2つの住宅建物(同一敷地内でない)を所有する長谷川さんは、建物を保険の対象として、それぞれAX社およびAY社と火災保険を契約している。過日、台風による強風で長谷川さんの建物が損害を受けた。長谷川さんに支払われる損害保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料1><資料2>を参照し、費用保険金等については考慮しないものとする。

[長谷川さんの火災保険の契約内容]

保険会社	保険種類	保険の対象	保険価額	保険金額
AX社	住宅火災保険	建物I	2,000万円	1,200万円(自己負担額なし)
AY社	家庭総合保険	建物II	1,600万円	1,400万円(自己負担額10万円)

[損害状況]

保険会社	保険の対象	延床面積	損壊した床面積	損害額(修理費)
AX社	建物I	135m ²	50m ²	600万円
AY社	建物II	100m ²	25m ²	330万円

※損害額(修理費)はいずれも確定した金額である。

※記載のない支出および修理に伴って発生した残存物はない。

<資料1>AX社

[住宅火災保険普通保険約款(抜粋)]

第1章 保険金の支払

第1条(保険金を支払う場合)

1 当社は、この約款に従い、次の各号のいずれかに該当する事故によって保険の目的について生じた損害(消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。以下同様とします。)に対して、損害保険金を支払います。

(1) 火災

(2) 落雷

(3) 破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。)

2 当社は、この約款に従い、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災(こう水、高潮等を除きます。)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪こう水を除きます。)によって保険の目的が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、構内ごとに保険の目的のすべてについて、一括して行うものとします。

3～7—省略—

第2条～第3条—省略—

第4条(保険金の支払額)

1 当社が第1条(保険金を支払う場合)第1項または第2項の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。

2 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上のときは、当社は、保険金額を限度とし、前項の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。

- 3 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低いときは、当社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\text{第1項の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

<資料2>AY社

[家庭総合保険普通保険約款(抜粋)]

第1章 建物を保険の対象とした場合の補償条項

第1条 [保険の対象の範囲]

(1) この補償条項における保険の対象は、保険証券に記載された建物とします。

(2) ~ (4) -省略-

第2条 [保険の対象の評価]

(1) この保険契約においては、保険契約締結の際、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、当社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を評価し、建物評価額として協定し、保険証券に記載するものとします。

(2) 保険契約者または被保険者は、本条(1)の建物評価額を限度として、任意に建物保険金額を定めることができます。

(3) ~ (7) -省略-

第3条 [保険金を支払う場合と支払保険金の計算]

当社は、この章および第3章基本条項に従い、別表1の「当社が保険金を支払う場合」に該当する場合に、その損害に対して、別表1の「当社が支払う保険金の計算」に規定する損害保険金を支払います。

[別表1]

項	事故の種類	当社が保険金を支払う場合	当社が支払う保険金の計算
(1)	火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって、保険の対象に損害が発生した場合	<p><本表(1)から(6)の事故共通></p> <p>① 建物保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。</p> $\text{損害保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額}$
(2)	風災・ひょう災・雪災	風災、ひょう災または雪災によって保険の対象に損害が発生した場合	<p>② 上記①に規定する損害の額は、次のア.に掲げる規定によって算出します。ただし、全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。</p> $\frac{\text{保険の対象である保険証券に記載された建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積}}{\text{保険の対象である保険証券に記載された建物の延床面積}}$ <p>ア. 焼失、流失または損壊の場合</p> <p>(ア) 全焼・全壊のとき</p> $\text{損害の額} = \text{建物評価額}$ <p>(イ) 全焼・全壊以外のとき</p> $\text{損害の額} = \text{修理費} - \text{修理に伴って発生した残存物があるときは、その価額}$
(3)~(6)		-省略-	

1. 680万円
2. 770万円
3. 780万円
4. 920万円

(問題 35)

(設問B) AZ株式会社に勤務する最上さん(勤務先の健康保険組合の被保険者)は、疾病の治療のために入院し、完治して退院した。下記<条件>に基づき、支払われる最上さんの医療費保険の保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、これまでに保険金の支払いは一切ないものとする。また、解答に当たっては、下記<資料1>～<資料3>を参照すること。

<条件>

[最上さんの医療費保険の契約内容]

入院時治療保険金(Ⅱ型): 約款記載の保険金額
 支払限度額1入院につき120万円、1ヵ月につき20万円まで
 保険期間通算720万円限度

入院時室料差額保険金: 1日当たりの室料差額
 差額ベッド代を負担した入院1日につき6,000円限度
 支払対象(限度)日数180日、保険期間通算1,095日限度

先進医療保険金: 先進医療の技術料と同額
 支払限度額2,000万円、保険期間通算2,000万円限度

※他の特約は付帯されていない。
 ※健康保険の高額療養費制度が適用された場合でも入院時治療保険金は減額されない。

[入院状況および最上さんが負担した費用等の内容]

- ・入院日数は12日間であり、通院はしていない。
- ・入院中の療養に係る診療報酬点数の合計は68,000点であり、すべて入院の直接の原因となった身体障害に対する療養に係るものである。
- ・入院期間中は個室を使用し、入院1日につき8,500円の差額ベッド代を支払った。
- ・先進医療に要した技術料として30万円を入院治療費とは別に支払った。

※入院の原因は責任開始期以後の保険期間中の発症であることを保険会社が認定済み。
 ※治療は自由診療ではなく公的医療保険制度の給付対象で、保険会社が認定済み。

<資料1>

[医療費保険普通保険約款(抜粋)]

第1条—省略—
 第2条(保険金を支払う場合)
 (1) 当社は、被保険者が責任開始期以後の保険期間中に次の①から③までのいずれにも該当する入院をした場合は、この約款に従い入院時治療保険金を被保険者に支払います。
 ① 身体障害を被った時が責任開始期以後であり、かつ、その直接の結果としてのその身体障害の治療を目的とする入院
 ② 入院日数が1日以上入院
 ③ 公的医療保険制度における保険給付の対象となった入院
 (2)～(3)—省略—
 第3条—省略—
 第4条(入院時治療保険金の支払)
 第2条(保険金を支払う場合)(1)の入院時治療保険金は、保険証券記載の型に応じて、次の算式によって算出した額とします。

型	入院時治療保険金の額
I型	入院中の療養に係る診療報酬点数(注)×1円
II型	入院中の療養に係る診療報酬点数(注)×2円
III型	入院中の療養に係る診療報酬点数(注)×3円

(注) 支払対象となる入院の直接の原因となった身体障害に対する療養に係る診療報酬点数をいいます。

<資料2>

〔医療費保険 入院時室料差額保障特約（抜粋）〕

第1条－省略－

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が責任開始期以後の保険期間中に次の①および②のいずれにも該当する入院をし、その入院により室料差額を負担した場合は、この特約および普通約款に従い、入院時室料差額保険金を被保険者に支払います。

① 身体障害を被った時が責任開始期以後であり、かつ、その直接の結果としてのその身体障害の治療を目的とする入院

② 入院日数が1日以上入院

（2）～（3）－省略－

第3条－省略－

第4条（入院時室料差額保険金の支払）

（1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の入院時室料差額保険金は、入院期間中の室料差額を負担した入院1日につき、その負担した室料差額の金額とします。ただし、入院時室料差額保険金限度日額を限度とします。

（2）（1）の入院期間とは、1回の入院につき、第2条（保険金を支払う場合）（1）の入院の日数が、保険証券記載の支払対象日数に達するまでの期間をいいます。

<資料3>

〔医療費保険 先進医療費保障特約（抜粋）〕

第1条－省略－

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が保険期間中に次の①および②のいずれにも該当する療養を受けた場合は、この特約および普通約款に従い、被保険者が受療した先進医療の技術料（注）と同額を、先進医療保険金として被保険者に支払います。

① 身体障害を被った時が責任開始期以後であり、かつ、その身体障害を直接の原因とする療養

② 先進医療による療養

（注）次のいずれかに該当する費用など、先進医療の技術料以外の費用を含みません。

ア．公的医療保険制度に係る法律に基づき給付の対象となる費用。なお、この費用には自己負担部分を含みます。

イ．先進医療以外の評価療養のための費用

ウ．選定療養のための費用

エ．食事療養のための費用

オ．生活療養のための費用

1. 436,000円

2. 508,000円

3. 538,000円

4. 576,000円

(問題 36)

(設問C) 杉山さんは、自家用自動車を運転中に誤って走行中の相手車両と衝突して死亡した。下記<条件>に基づき、杉山さんの自動車保険から支払われる人身傷害保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料1><資料2>を参照すること。

<条件>

[杉山さんの自動車保険の契約内容]

保険契約者・記名被保険者・車両所有者：杉山さん

対人賠償責任保険金額：無制限

対物賠償責任保険金額：無制限（免責金額：0円）

人身傷害保険金額：5,000万円

※他の特約は付帯されていない。

[その他]

- ・ 事故状況は<資料1>のとおり。
- ・ 杉山さんの損害額および自動車損害賠償責任保険からの保険金は確定済みであるが、過失割合は協議中であり<資料1>の見込みである。
- ・ 杉山さんの遺族は、示談が成立する前に損害額の全額を人身傷害保険に請求する。

<資料1>

[事故状況]

相手車両
過失割合：40% (見込み)

杉山さんの車両
過失割合：60% (見込み)

衝突

[杉山さんの損害額]

死亡による損害：7,000万円

※人身傷害条項損害額基準により算出された金額である。

後遺障害・傷害による損害：なし

損害防止費用および権利保全行使費用：なし

※人身傷害条項第7条に該当する費用である。

[その他回収金など]

相手車両の自動車損害賠償責任保険からの保険金：3,000万円

相手から損害賠償金の一部として取得した金額：0円

労働者災害補償制度からの給付金：0円

※その他の保険・共済等には加入しておらず、保険金・給付金等も受け取っていない。

<資料 2 >

[自動車保険普通保険約款 (抜粋)]

人身傷害条項

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被ること (以下「人身傷害事故」といいます。) によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害 (注) に対して、この人身傷害条項および基本条項に従い、保険金請求権者に人身傷害保険金を支払います。

- ① ご契約のお車の運行に起因する事故
- ② ご契約のお車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のお車の落下

(注) 損害とは、第6条 (損害の額の決定) に定める損害の額をいいます。

第2条～第4条 - 省略 -

第5条 (支払保険金の計算)

(1) 1回の人身傷害事故につき当社の支払う人身傷害保険金の額は、次表に定める区分に従い、同表に定める算式によって算出される額とします。ただし、被保険者1名につき、それぞれ人身傷害保険金額を限度とします。

賠償義務者の有無	人身傷害保険金の請求方法による区分	適用する計算式
① 賠償義務者がいない場合	—	本条 (2) の計算式
② 賠償義務者がある場合	保険金請求権者が、賠償義務者との間で裁判や示談等により損害賠償額が確定する前に、第6条 (損害の額の決定) (1) の規定により、損害の額の全額を請求したとき。	本条 (2) の計算式
	以下 - 省略 -	以下 - 省略 -

(2) 本条 (1) の表中にある「本条 (2) の計算式」とは、以下に定める計算式をいいます。

$$\boxed{\text{人身傷害}} = \boxed{\text{第6条 (損害の額の決定) (1)}} + \boxed{\text{第7条 (費用)}} - \boxed{\text{本条 (2) ①から}} \\ \boxed{\text{保険金の額}} \quad \boxed{\text{の規定により決定される損害の額}} \quad \boxed{\text{の費用}} \quad \boxed{\text{⑥までの合計額}}$$

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法 (昭和30年法律第97号) に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
- ② 第1条 (保険金を支払う場合) の損害について賠償義務者がある場合は、賠償義務者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、対人賠償保険等によって既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
- ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ④ 労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた額
- ⑤ 第6条 (損害の額の決定) (1) の規定により決定される損害の額および第7条 (費用) の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑥ 本条 (2) ①から⑤までのほか、第1条 (保険金を支払う場合) の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額

(3) ~ (5) - 省略 -

第6条（損害の額の決定）

（1）当社が人身傷害保険金を支払うべき損害の額は、人身傷害事故によって被保険者に次のいずれかに該当する損害が発生した場合に、その区分ごとに、それぞれ人身傷害条項損害額基準により算定された金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、その区分ごとに算定された額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

- ① 傷害を被り、その直接の結果として、治療を要したことによる損害
- ② 傷害を被り、その直接の結果として、＜別表1＞後遺障害等級表の1または＜別表1＞の2に掲げる後遺障害が発生したことによる損害
- ③ 傷害を被り、その直接の結果として、死亡したことによる損害

（2）本条（1）の規定にかかわらず、賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、次の算式によって算出される金額のみを、当社が人身傷害保険金を支払うべき損害の額として、請求することができます。

$$\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{本条（1）①から③までの区分ごとに算定された金額の合計額}} - \boxed{\text{賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る額}}$$

（3）本条（2）の「賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る額」とは、本条（1）①から③までの区分ごとに算定された金額に対し、次の手続に基づいて決定した賠償義務者の責任割合を乗じた額の合計額をいいます。ただし、賠償義務者がある場合において、自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

- ① 当社と保険金請求権者との間の協議
- ② 本条（3）①の協議が成立しない場合は、当社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

（4）－省略－

第7条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。

費用	説明
① 損害防止費用	基本条項第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	基本条項第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）⑤に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

- 1. 2,800万円
- 2. 4,000万円
- 3. 4,200万円
- 4. 5,000万円

問 1 1

会社員の香川さんとその家族が契約している損害保険に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]

香川さん（50歳）：会社員
妻（50歳）：パートタイマー（香川さんと同居・同一生計）
長女（23歳）：会社員（両親と別居・別生計、未婚）
長男（21歳）：大学生（両親と同居・同一生計、未婚）

[香川さんとその家族が契約している損害保険の内容]

<契約①>

保険種類：海外旅行保険
保険契約者＝被保険者：香川さんの長女
保険期間：2019年11月14日から8日間
保険金額：傷害死亡・後遺障害保険金額 1,000万円
疾病死亡保険金額 1,000万円
治療・救済費用保険金額 300万円
賠償責任保険金額 5,000万円
携行品損害保険金額 30万円

<契約②>

保険種類：自転車保険（家族型・個人賠償責任補償特約付帯ファミリー交通傷害保険）
保険契約者：香川さん
被保険者：香川さんと香川さんの家族
保険期間：2019年4月1日から1年間
保険金額：個人賠償責任補償保険金額 1億円
死亡保険金額 400万円
後遺障害保険金額 400万円
入院保険金額（日額） 6,000円
手術保険金額 6万円

(問題 37)

(設問A) 香川さんの長女が契約している海外旅行保険<契約①>に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 海外旅行中に地震による津波で溺死した場合、傷害死亡保険金の支払い対象となる。
2. 海外旅行中に転倒して脚を骨折し、救急車(有料)で搬送され病院で治療を受けた場合、この救急車の搬送費用は治療保険金の支払い対象となる。
3. 海外旅行中に現金100ドルとクレジットカードを盗まれた場合、携行品損害保険金の支払い対象となる。
4. 海外旅行中に腹痛を起こし現地で医師の治療を受け、帰宅した翌日に日本国内でも医師の治療を受けた場合、いずれも治療保険金の支払い対象となる。

(問題 38)

(設問B) 香川さんが契約している自転車保険<契約②>に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 香川さんが自転車に乗車中の事故でケガを負って入院した場合、入院保険金の支払い対象となる。
2. 香川さんの長男が、歩行中に交通事故でケガを負って入院した場合、入院保険金の支払い対象となる。
3. 香川さんの妻が、パートの業務で自転車に乗車中に他人と接触しケガをさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合、個人賠償責任補償保険金の支払い対象となる。
4. 近年、自治体によっては条例により自転車利用者等に対して、自転車(損害賠償)保険等への加入を義務付けている。

問 1 2

C F P[®]認定者は、スポーツ用品の小売業者である S H 商店のリスクマネジメントと、関連する各種損害保険についてのアドバイスを求められました。以下の設問 A ~ C について、それぞれの答えを 1 ~ 4 の中から 1 つ選んでください。

[S H 商店の概要]

事業内容：小売業（スポーツ用品の販売のほか、製造・修理を行っている）
従業員：10名（うち、パート・アルバイト7名）
店舗：鉄骨造3階建て 660m²

(問題 3 9)

(設問 A) S H 商店は店舗を保険の対象として店舗休業保険を契約している。以下の事故において店舗休業保険から支払われる保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料 1 ><資料 2 >を参照すること。

<資料 1 >

[契約内容]

店舗休業保険：約定復旧期間 3ヵ月
保険金額（1日当たりの粗利益額）15万円
支払限度率 30%
他の保険契約：なし

[事故状況]

豪雨による洪水で店舗建物の1階が浸水したことにより、営業を休止した。
復旧期間内の休業日数：事故発生日から13日間
売上減少高：600万円
支払いを免れた経常費等の費用：20万円
減少させることができた休業日数：1日間
休業日数短縮費用：20万円

<資料 2 >

[店舗休業保険普通保険約款（抜粋）]

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険の対象が次のいずれかに該当する事故により損害（注1）を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失（以下「損失」といいます。）に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発（注2）
- ④ 風災（注3）、雹災、雪災（注4）または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（注5）・落石等の水災
- ⑤ 建物（注6）の外部から物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは④の事故による損害を受けた結果生じた損失を除きます。
- ⑥ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（注7）による水濡れ。ただし、④の事故による損害を受けた結果生じた損失を除きます。
 - ア．給排水設備（注8）に生じた事故
 - イ．被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- ⑦ 騒擾およびこれに類似の集団行動（注9）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ⑧ 盗難（注10）

（注1）～（注10）－省略－

第2条～第4条－省略－

第5条（保険金の支払額）

（1）当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の①および②によって算出した額の合計額とします。

- ① 保険金額に休業日数を乗じて得た額。ただし、復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。
- ② 休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用（注）の額。ただし、休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。

（注）追加費用

損害を受けた保険の対象を復旧するために通常要する費用および第26条（損害・損失防止義務および損失防止費用）（2）に規定する費用を含みません。以下「休業日数短縮費用」といいます。

（2）第1条（保険金を支払う場合）④の事故により損害を受けた結果生じた損失に対して保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の3日間を控除した残りの日数内の休業日数により（1）の規定に従い、保険金を算出するものとします。

1. 165万円
2. 170万円
3. 180万円
4. 195万円

(問題 4 0)

(設問 B) S H商店は従業員の就業中の事故に備えるため、就業中のみの危険補償特約を付帯した普通傷害保険の契約を検討している。S H商店が契約を検討している普通傷害保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、その他の特約は付帯しないものとし、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<資料>

補償内容：死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金			
保険契約者	被保険者	保険金受取人	
S H商店	S H商店の従業員	死亡保険金	後遺障害・入院・通院保険金
		被保険者の法定相続人	被保険者

1. S H商店の従業員が通勤途上で、無免許運転で事故を起こし、ケガをして通院した場合、補償の対象となる。
2. S H商店の従業員が業務中に外出先で熱中症にかかり、入院した場合、補償の対象となる。
3. S H商店の従業員が業務中に発生した地震により棚から落ちた商品が頭に当たり、ケガをして入院した場合、補償の対象となる。
4. S H商店の従業員が業務で海外出張中に交通事故に遭い、死亡した場合、補償の対象となる。

(問題 4 1)

(設問 C) 賠償責任保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問のそれぞれの賠償責任保険は、賠償責任保険普通保険約款および特別約款で構成されているものとし、その他の特約は付帯されていないものとする。

1. 施設賠償責任保険では、S H商店の店舗外壁タイルが剥がれて落下し、来訪者の自動車に損害を与えた場合、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償する。
2. 受託者賠償責任保険では、S H商店が修理のために預かった顧客のゴルフクラブを紛失した場合、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償する。
3. 生産物賠償責任保険では、S H商店の製造上の欠陥により製品自体に損傷が生じた場合、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償する。
4. イベント賠償責任保険では、S H商店の主催したスポーツ大会において設置の不備で仮設テントが倒れ参加していた顧客がケガをした場合、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償する。

問 1 3

C F P[®]認定者は、飲食店を経営するMX株式会社（以下「MX社」という）についてのリスクマネジメントと、関連する各種損害保険についてのアドバイスを求められました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[MX社の概要]

事業内容：飲食業（県内にラーメン店を10店舗保有。全国へ通信販売も行っている）

資本金：1,000万円

従業員：80名（うち、パート・アルバイト50名）

所有建物：本社事務所（鉄骨造2階建て 200m²）

店舗（鉄骨造平屋建て 100m²、10店舗とも同じ）

所有車両：5台（自家用普通乗用車2台、自家用小型乗用車3台）

(問題 4 2)

(設問A) C F P[®]認定者は、MX社の火災保険等についてアドバイスをを行った。C F P[®]認定者が行ったアドバイスとして、最も不適切なものはどれか。

1. 店舗総合保険は、近くの河川が氾濫して店舗建物が浸水した場合、浸水の状態や損害の程度にかかわらず被った損害を補償する。
2. 企業費用・利益総合保険は、店舗建物が火災により損害を被った場合、休業によって喪失する営業利益や、従業員の給与などの経常費を補償する。
3. 火災保険に付帯する電氣的・機械的事故特約は、店舗の自動ドアが過電流により故障した場合の修理費用を補償する。
4. 1つの火災保険契約で、MX社が所有する建物等のすべての物件を包括的に補償する契約方式がある。

(問題 4 3)

(設問B) MX社が契約している下記の自動車保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない特約については考慮しないものとする。

保険種類：自動車保険

保険契約者・記名被保険者：MX社

保険金額：対人賠償責任保険金額 無制限（免責金額：0円）

対物賠償責任保険金額 無制限（免責金額：0円）

人身傷害保険金額 3,000万円

一般車両保険金額 200万円（免責金額：0円）

1. 従業員が業務で社有車を運転中に、誤ってガードレールに衝突して、同乗していた同僚が死亡した場合、対人賠償責任保険の補償の対象となる。
2. 従業員が業務で社有車を運転中に、誤って交差点の信号機に接触して信号機を破損させた場合、対物賠償責任保険の補償の対象となる。
3. 従業員が業務で社有車を運転中に、誤って会社の塀に衝突して運転中の従業員が負傷した場合、人身傷害保険の補償の対象となる。
4. MX社の駐車場に社有車を駐車中、タイヤホイールとタイヤ4本が外され盗難に遭った場合、車両保険の補償の対象となる。

(問題 4 4)

(設問C) 労働災害総合保険（法定外補償条項、使用者賠償責任条項）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 労働災害総合保険（法定外補償条項）を契約していない場合は、労働災害総合保険（使用者賠償責任条項）を単独で契約することができない。
2. 法定外補償条項では、業務上の事故により従業員が後遺障害を負った場合、年金として毎年保険金が支払われる。
3. 使用者賠償責任条項では、法定外補償規定（労働協約、就業規則、内規等）に基づき、その規定の範囲内で保険金が支払われる。
4. 使用者賠償責任条項の保険金額は、被用者1名当たりの支払限度額と、1災害における総額の支払限度額をそれぞれ設定する。

問 1 4

カメラ販売店である株式会社QH（以下「QH社」という。同族会社ではない）は、下記の損害保険契約を締結しています。これらの保険契約に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、QH社の決算期間（事業年度）は、4月1日から翌年3月31日までとします。

[契約①]

保険種類：積立普通傷害保険

保険契約者：QH社

被保険者：QH社の全従業員（20名）

保険金額等（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

：死亡・後遺障害保険金額 1,500万円

入院保険金額（日額） 5,000円

通院保険金額（日額） 3,000円

満期返戻金 106万円

保険料内訳（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

：一時払い保険料 109万円

積立特約保険料 106万円

平準積立保険料 104万円

死亡保険金受取人：被保険者の法定相続人

保険期間：2017年4月1日から5年間

[契約②]

保険種類：長期火災保険

保険契約者：QH社

保険の対象：QH社所有の社屋建物（帳簿価額3,000万円）

保険金額：5,200万円

一時払い保険料：50万円

保険期間：2019年10月1日から5年間

(問題 4 5)

(設問A) 2019年度末(2020年3月31日)におけるQH社が契約している積立普通傷害保険(20名分)の保険料に係る経理処理(税務処理)に関して、資産計上すべき「前払保険料(前払費用)」の金額として、正しいものはどれか。なお、これまでに保険金の支払いはないものとする。

1. 8万円
2. 16万円
3. 24万円
4. 40万円

(問題 4 6)

(設問B) QH社が契約している積立普通傷害保険(20名分)が満期を迎え、QH社が満期返戻金を受け取った際に、法人税の課税対象となる金額(課税所得に含まれる金額)として、正しいものはどれか。なお、これまでに保険金の支払いや満期時における契約者配当金はないものとする。

1. 20万円
2. 40万円
3. 60万円
4. 100万円

(問題 4 7)

(設問C) QH社が火災保険を契約している社屋建物が2019年12月に火災により全焼し、火災保険金として5,200万円を受け取った。QH社は、この保険金を使って2ヵ月後に新たな社屋(代替資産)を3,500万円で取得した。QH社が新社屋について圧縮限度額まで圧縮記帳の適用を受けた場合、滅失により支出した経費を200万円とすると、再取得建物の帳簿価額として、最も適切なものはどれか。

1. 1,400万円
2. 2,100万円
3. 3,000万円
4. 3,200万円

問 1 5

個人および個人事業主等を保険契約者とする損害保険の税務に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 8)

(設問A) 会社員の西岡隆さんは、下記の損害保険契約の保険料を支払っている。西岡さんが2019年分の所得税に関して受けられる地震保険料控除の額として、正しいものはどれか。なお、地震保険料控除の額には「一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料控除の経過措置」の額を含むものとし、他の損害保険契約は考慮しないものとする。また、積立普通傷害保険については、契約してから現在まで保険料が変更となるような契約内容の変更はないものとし、地震保険の対象は西岡さんの住居建物であるものとする。

地震保険料控除証明書 (2019年分)

ご契約者名	ニシオカ タカシ様
被保険者名	ニシオカ タカシ様
保険期間	2006年1月1日から15年間
契約締結日	2006年1月1日
証券番号	AB12345678
保険種類	積立普通傷害保険
お支払保険料	18,000円
保険料払込方法	年払い
満期返戻金	有
対象となる控除区分	長期損害保険料

上記保険料のお支払いを受けたことを証明します。

2019年10月10日 DX損害保険株式会社

地震保険料控除証明書 (2019年分)

ご契約者名	ニシオカ タカシ様
保険期間	2019年1月1日から1年間
契約締結日	2019年1月1日
証券番号	CD98765432
保険種類	地震保険
お支払保険料	30,000円
保険料払込方法	年払い
満期返戻金	無
対象となる控除区分	地震保険料

上記保険料のお支払いを受けたことを証明します。

2019年10月10日 DY損害保険株式会社

<所得税の地震保険料控除の控除額の速算表>

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
(1) 地震保険料	5万円以下	支払金額
	5万円超	5万円
(2) 旧長期損害保険料	1万円以下	支払金額
	1万円超2万円以下	支払金額÷2 + 5千円
	2万円超	1万5千円
(1)・(2) 両方がある場合		(1)、(2) それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高5万円)

1. 29,000円
2. 44,000円
3. 48,000円
4. 50,000円

(問題49)

(設問B) 下記<資料>に記載されている [契約①] ~ [契約④] の傷害保険の保険金受取時の税務に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

	[契約①]	[契約②]	[契約③]	[契約④]
保険種類	普通傷害保険	普通傷害保険	普通傷害保険	普通傷害保険
保険契約者=保険料負担者	牧村さん	吉田さん	高倉さん	DZ株式会社 (小山さんの勤務先)
被保険者	牧村さん	吉田さんの配偶者	高倉さんの配偶者	小山さん
死亡保険金受取人	指定なし	吉田さん	高倉さんの長男	小山さんの法定相続人

1. 牧村さんが事故により死亡し、[契約①] の死亡保険金を牧村さんの相続人である配偶者が受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象となる。
2. 吉田さんの配偶者が事故により死亡し、[契約②] の死亡保険金を吉田さんが受け取った場合、みなし相続財産として相続税の課税対象となる。
3. 高倉さんの配偶者が事故により死亡し、[契約③] の死亡保険金を高倉さんの配偶者の相続人である長男が受け取った場合、贈与税の課税対象となる。
4. DZ株式会社の従業員である小山さんが事故により死亡し、[契約④] の死亡保険金を小山さんの相続人である長男が受け取った場合、非課税となる。

(問題50)

(設問C) 雑貨店を営む個人事業主の三上さんは、下記<資料>の積立普通傷害保険を契約し、2019年6月に満期返戻金と契約者配当金を受け取った。また、三上さんは商店街の福引に当たり2019年7月に15万円の当選金を受け取った。三上さんの2019年分の一時所得のうち、総所得金額に算入される金額として、正しいものはどれか。なお、支払った保険料のうち掛捨て相当額は事業所得の必要経費に算入されるものとし、福引に係る費用はないものとする。また、他に一時所得はないものとする。

<資料>

保険種類：積立普通傷害保険
保険契約者＝保険料負担者：三上さん
被保険者：三上さんの店で働く従業員5名
補償内容：死亡・後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金
保険期間：2009年6月1日から2019年6月1日
一時払い保険料：980万円
積立特約保険料：970万円
平準積立保険料：965万円
満期返戻金：1,000万円
契約者配当金：満期返戻金10万円当たり200円

1. 0円
2. 1万円
3. 2万円
4. 26万円